資料編

１． 基本情報

1－1．公害健康被害の補償等に関する法律の概要（第一種地域関係）

〔制度の発足〕昭和49年9月（昭和63年3月改正法施行）

〔制度の趣旨〕本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い，被害者の迅速・公正な保護を図るとともに，大気汚染による健康被害の予防のための事業を行い，地域住民の健康の確保を図るものである。

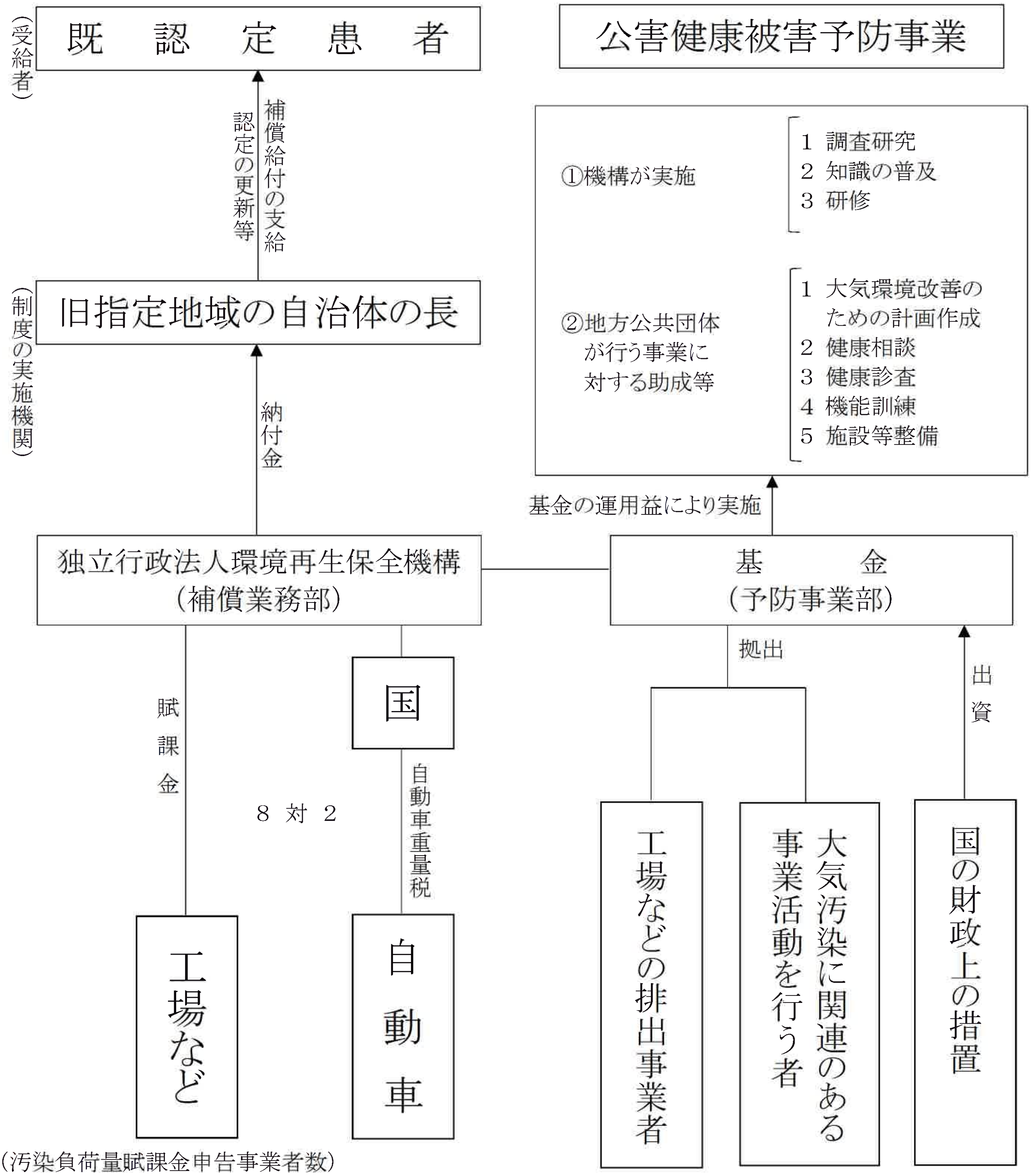

（汚染負荷量賦課金申告事業者数）
全国8,100ヶ所

1－2. 旧第一種地域の指定状況

都道府県	指定地域	指定時期（63.3に指定を全部解除）				
		49.9	49.11	50.12	52.1	53.6
千葉	千葉市(南部臨海地域)		○			
東京	千代田区		○			
	中央区			○		
	港区		○			
	新宿区		○			
	文京区		○			
	台東区			○		
	品川区		○			
	大田区		○			
	目黒区			○		
	渋谷区		○			
	豊島区			○		
	北区			○		
	板橋区			○		
	墨田区			○		
	江東区		○			
	荒川区			○		
	足立区			○		
	葛飾区			○		
	江戸川区			○		
神奈川	横浜市(鶴見臨海地域)	○				
	川崎市(川崎区、幸区)	○	○			
静岡	富士市(中部地域)	○			○	
愛知	名古屋市(南部地域)	○		○		○
	東海市(北部、中部地域)	○				
三重	四日市市(臨海地域)	○				
	三重郡楠町		○			
大阪	大阪市	○	○	○		
	豊中市(南部地域)	○				
	吹田市(南部地域)		○			
	守口市				○	
	東大阪市					○
	八尾市					○
	堺市(西部、中部地域)	○			○	
兵庫	神戸市(臨海地域)				○	
	尼崎市(東部、南部地域)	○	○			
岡山	倉敷市(水島地域)			○		
	玉野市(南部臨海地域)			○		
	備前市(片上湾周辺地域)			○		
福岡	北九州市(洞海湾沿岸地域)	○				
	大牟田市(中部地域)	○				

注　楠町は平成17年2月から四日市市と合併

１－３. 旧指定地域の内訳

都府県名	地域
千葉県	１．千葉市（神明町，出洲港，市場町，亥鼻１丁目～３丁目，葛城１丁目～３丁目，千葉寺町，青葉町，長洲１丁～２丁目，長洲町１丁目，末広１丁目～５丁目，港町，寒川町１丁目～３丁目，稲荷町，矢作町，今井町，今井１丁目～３丁目，若草１丁目，南町１丁目～３丁目，白旗１丁目～３丁目，鵜の森町，川崎町，蘇我町１丁目～２丁目，宮崎町，宮崎１丁目～２丁目，松ヶ丘町，大森町，大厳寺町，星久喜町，浜野町，村田町，塩田町及び新浜町に限る。）の区域
東京都	２．千代田区　３．中央区　４．巷区　５．新宿区　６．文京区　７．台東区 ８．品川区　９．大田区　10．目黒区　11．渋谷区　12．豊島区　13．北区 14．板橋区　15．墨田区　16．江東区　17．荒川区　18．足立区　19．葛飾区 20．江戸川区の区域
神奈川県	21．横浜市鶴見区（日本国有鉄道東海道本線以東の区域に限る。）の区域 22．川崎市川崎区及び同市幸区の区域
静岡県	23．富士市（富士川との交会点から市道久沢天間線との交会点に至る富士市と富士宮市との境界線，市道久沢天間線，同市道との交会点から県道元吉原大淵富士宮線との交会点に至る市道久沢間門線，同市道との交会点から市道間門鵜無ヶ淵線との交会点に至る県道元吉原大淵富士宮線，同県道との交会点から赤淵川との交会点に至る市道間門鵜無ヶ淵線，同市道との交会点から高速自動車国道東海自動車道との交会点に至る赤淵川，赤淵川との交会点から須津川との交会点に至る高速自動車国道東海自動車道，同高速自動車国道との交会点から沼川との交会点に至る須津川及び須津川との交会点から富士市と沼津市との境界線との交会点に至る沼川以南で，高速自動車国道東海自動車道との交会点以北の赤淵川，赤淵川との交会点から須津川との交会点に至る高速自動車国道東海自動車道，同高速自動車国道との交会点から沼川との交会点に至る須津川，須津川との交会点から富士市と沼津市との境界線との交会点に至る沼川及び沼川との交会点以南の富士市と沼津市との境界線以西の区域に限る。）の区域
愛知県	24．名古屋市東区（一般国道 41 号線及び市道堀田高岳線以西で，市道長堀町線及び市道丸ノ内線以南の区域に限る。），同市西区（一般国道 22 号線以西で藤ノ宮通１丁目における同国道との交会点以南の市道名古屋環状線以東の区域に限る。），同市中村区（市道名古屋環状線以東の区域に限る。），同市中区（市道堀田高岳線以東の区域及び市道丸ノ内線以北の枢域を除く。），同市昭和卮（市道堀田高岳線以西の区域並びに市道名古屋環状線以西で市道広見町線及び市道八熊線以南の区域に限る。），同市瑞穂区（市道名古屋環状線以西の区域に限る。），同市熱田区，同市中川区（庄内川以西の区域及び日本国有鉄道関西本線以北の区域を除く。），同市港区（庄内川以西の区域を除く。）及び同市南区（名古屋鉄道名古屋本線とその交会点以北の市道名古屋環状線及び同市道との交会点以南の名古屋鉄道名古屋本線以西の区域に限る。）の区域 25．東海市（加木屋町を除く。）の区域

都　府　県　名	地　　　　　　　　　域
三　　重　　県	26．四日市市（塩浜町，東邦町，石原町，塩浜，宮東町１丁目～３丁目，馳出町１丁目～３丁目，松泉町，宝町，大池町，小浜町，七ッ屋町，高旭町，柳町，御薗町１丁目～２丁目，塩浜本町１丁目～３丁目，浜旭町，川合町，中里町，三田町，大井の川町１丁目～３丁目，海山道町１丁目～３丁目，大浜町，雨池町，日永１丁目～５丁目，泊山崎町，泊町，追分１丁目～３丁目，前田町，日永のうち大宮西，大坪，宗玄川原，松山西，天白西，宗三郎縄，八郎右エ門縄，山伏，天神垣外，川中，源次郎縄，杉谷，中浜及び土網，日永東１丁目～３丁目，泊小柳町，泊村のうち稲場，堅長，内谷及び囲井ヶ腰，六呂見町，馳出，内堀町，川尻町，大治田１丁目～３丁目，小古曽１丁目～２丁目，小古曽東１丁目，小古曽東２丁目のうち１番から３番まで及び６番から９番まで，赤堀１丁目～３丁目，赤堀南町，城東町，石塚町，赤堀のうち芝田東，城東及び川原畑，浜田町，中浜田町，南浜田町，北浜田町，新正１丁目～５丁目，十七軒町，栄町，三栄町，幸町，朝日町，昌栄町，南起町，曙町，曙１丁目～２丁目，寿町，末広町，西末広町，安島１丁目～２丁目，鵜の森１丁目～２丁目，諏訪栄町，浜田，浜町，蔵町，北納屋町，中納屋町，南納屋町，相生町，稲葉町，大脇町１丁目～２丁目，高砂町，尾上町，千才町，北浜町，北条町，新町，新々町，元新町，沖の島町，本町，八幡町，中町，北町，中部，諏訪町，西町，元町，西新地，西浦１丁目～２丁目，堀木１丁目～２丁目，午起１丁目～３丁目，三郎町，高浜町，高浜新町，東新町，新浜町，浜一色町，京町，川原町，本郷町，陶栄町，滝川町，末永，清水町，野田１丁目のうち１番及び２番，野田２丁目のうち１番，西阿倉川，東阿倉川，みゆきヶ丘１丁目～２丁目，阿倉川町，万古町，三ッ谷町，三ッ谷東町，末永町，富士町，金場町，大宮町，大宮西町，羽津山町，羽津町，城山町，山手町，白須賀１丁目～３丁目，八田１丁目～３丁目，別名１丁目～６丁目，南いかるが町，羽津中１丁目～３丁目並びに羽津のうち羽津甲 5163 番地から 5167 番地の 23 までの区域及び羽津乙 873 番地の 11 から 1017 番地までの区域に限る。）の区域 27．旧三重郡楠町の区域
大　　阪　　府	28．大阪市の区域 29．豊中市（高速自動車国道中央自動車道西宮線以南の区域に限る。）の区域 30．吹田市（府道豊中吹田線との交会点以西の高速自動車国道中央自動車道西宮線，同自動車道との交会点から府道大阪高槻京都線との交会点に至る府道豊中吹田線，同府道との交会点から日本国有鉄道東海道本線との交会点に至る府道大阪高槻京都線及び同府道との交会点以東の日本国有鉄道東海道本線以南の区域並びに西の庄町に限る。）の区域 30 の２．守口市の区域

都　府　県　名	地　　　　　　　　　　域
大　　阪　　府	30 の３．東大阪市（府道石切大阪線との交会点以北の府道八尾枚方線，同府県との交会点以東の府道石切大阪線，市道新石切本線，同市道の終点から市道石切枚岡高安線の起点を結ぶ線，市道石切枚岡高安線，同市道との交会点から一般国道 170 号線との交会点に至る東大阪市と八尾市との境界線及び同境界線との交会点以南の一般国道 170 号線以西の区域（加納を除く。）並びに布市町１丁目のうち１番及び２番，布市町２丁目のうち１番及び２番，日下町２丁目のうち１番及び 10 番から 12 番まで，日下町３丁目うち１番から３番まで，日下町４丁目のうち１番，中石切町４丁目～６丁目，北石切町，東石切町４丁目～６丁目，上石切町１丁目，山手町のうち１番から 15 番まで，東豊浦町のうち１番から 11 番まで，出雲井町のうち１番から６番まで，五条町のうち１番から 10 番まで，客坊町のうち１番から 14 番まで，上四条町のうち１番から 30 番まで，南四条町，上六万寺町のうち１番から 13 番まで，六万寺町１丁目のうち１番から 22 番まで，横小路町１丁目のうち１番から４番まで並びに横小路町２丁目に限る。）の区域 30 の４．八尾市（東大阪市池島町２丁目と同市下六万寺１丁目と同市下六万寺町２丁目との接点以南の一般国道 170 号線以西の区域（弓削町１丁目～３丁目，弓削町南１丁目～３丁目，大字弓削のうち一般国道 25 号線以南の区域，大字田井中，大字老原，大字南木本，大字太田のうち大字木本と西木の本２丁目との境界線以南の府道大阪中央環状線以東の区域，太田１丁目～９丁目，大字沼，沼１丁目～４丁目を除く。）に限る。）の区域 31．堺市（日本国有鉄道阪和線以西の区域並びに常磐町１丁～３丁，東浅香山町１丁～４丁，東雲東町１丁～４丁，大豆塚町１丁～２丁，奥本町１丁～２丁，宮本町，北花田町１丁～４丁，新堀町１丁～２丁，船堂町，北長尾町１丁～８丁，蔵前町，中長尾町１丁～４丁，南長尾町１丁～５丁，東三国ヶ丘町１丁～５丁，長曽根町，新金岡町１丁～５丁，向陵中町１丁～６丁，黒土町，向陵東町１丁～３丁，百舌鳥梅北町１丁～５丁，中百舌鳥町１丁～５丁，百舌鳥赤畑町１丁～５丁，百舌鳥梅町１丁～２丁，百舌鳥本町１丁～３丁，百舌鳥西之町１丁～３丁，百舌鳥陵南町１丁～２丁，北条町１丁～２丁，東上野芝町２丁,上野芝町２丁～３丁，上野芝向ヶ丘町１丁～６丁，神野町，津久野町１丁～２丁，家原寺町１丁～２丁及び鶴田町に限る。）の区域
兵　　庫　　県	31 の２．神戸市（日本国有鉄道東海道本線（東京・神戸間）及び日本国有鉄道山陽本線（神戸・門司間）以南の区域のうち，東灘区（天上川以東の区域及び深江浜町を除く。），灘区，葺合区，生田区（港島１丁目～７丁目，港島中町１丁目～８丁目を除く。）兵庫区及び長田区に限る。）の区域 32．尼崎市（高速自動車国道中央自動車道西宮線以北で藻川以東の区域，塚口町１丁目及び塚口町２丁目並びに日本国有鉄道東海道本線以北で県道米谷昆陽尼崎線以西の区域を除く。）の区域

都府県名	地域
岡山県	33．倉敷市（福田町浦田，福田町福田，福田町古新田，北畝１丁目～７丁目，中畝１丁目～10丁目，福田町南畝，南畝１丁目～７丁目，福田町松江，福田町東塚，東塚１丁目～７丁目，福田町広江，広江３丁目，呼松町，潮通１丁目～３丁目，連島町連島，連島町矢柄，連島町亀島新田，連島町西之浦，連島町鶴新田，鶴の浦１丁目～３丁目，水島相生町，水島東寿町，水島西寿町，水島東弥生町，水島西弥生町，水島東栄町，水島西栄町，水島東常磐町，水島西常磐町，水島東千鳥町，水島西千鳥町，水島福崎町，水島南亀島町，水島北亀島町，水島明神町，水島神田町，水島高砂町，水島青葉町，水島南幸町，水島北幸町，水島南春日町，水島北春日町，水島南緑町，水島北緑町，水島東川町，水島南瑞穂町，水島北瑞穂町，水島海岸通１丁目～５丁目，水島西通１丁目～２丁目，水島中通１丁目～４丁目，水島川崎通１丁目，児島塩生，児島宇野津，林，串田，曽原及び福江に限る。）の区域 34．玉野市（深井町，向日比１丁目～２丁目，御崎１丁目～２丁目，羽根崎町，明神町，日比１丁目～６丁目及び渋川１丁目に限る。）の区域 35．備前市（浦伊部（浦伊部と西片上との境界線との交会点から馬場川との交会点に至る伊部と浦伊部との境界線，同境界線との交会点から市道伊部71号線との交会点に至る馬場川，同川との交会点から市道伊部90号線との交会点に至る市道伊部71号線，市道伊部90号線，同市道の終点，1099の２番地と1112の２番地と1107の１番地との接点及び1100の２番地と1109の２番地と1099の３番地との接点を順次結ぶ線，1100の２番地と1109の２番地との境界線並びに1100の１番地及び1110番地と1109の１番地との境界線以東の区域に限る。），西片上（日本国有鉄道赤穂線以南の区域に限る。）及び東片上（日本国有鉄道赤穂線以南で，市道片上81号線，同市道との交会点から市道片上83号線との交会点に至る市道片上65号線，同市道と市道片上83号線との交会点，2452番地と2475の１番地と2587番地との接点及び2434番地と2651の１番地と穂浪との接点を順次結ぶ線並びに同線との交会点以南の東片上と穂浪との境界線以西の区域に限る。）の区域
福岡県	36．北九州市小倉北区（一般国道199号線との交会点以東の一般国道３号線及び同国道との交会点以西の一般国道199号線以北の区域（末広２丁目，高浜１丁目～２丁目，赤坂５丁目，赤坂海岸，大字馬島及び大字藍島の区域を除く。）及び国道以南で板櫃川，県道下到津戸畑線及び同区の境界線で囲まれた区域に限る。），同市戸畑区（一般国道３号線以北の区域に限る。），同市八幡東区（県道八幡戸畑線との交会点以東の一般国道３号線，同国道との交会点から市道中央区穴生線との交会点に至る県道八幡戸畑線及び同県道との交会点以西の市道中央区穴生線以北の区域に限る。），同市八幡西区（市道中央区穴生線以北で，宮川及び宮川との交会点以北の割子川以東の区域に限る。），同市若松区（東二島１丁目～４丁目，西天神町，童子丸１丁目～２丁目，童子丸町，用勺町，今光町，今光１丁目，今光２丁目，赤島町，宮丸町，宮丸１丁目のうち３番から23番まで，宮丸２丁目，大池町，和田町のうち１番から12番まで及び16番から20番まで，古前１丁目のうち６番から27番まで，古前２丁目，

都　府　県　名	地　　　　　　　　　　　　　　域
	修多羅１丁目～３丁目，山手町，白山１丁目のうち１番から 17 番まで，白山２丁目，浜町１丁目～３丁目，北浜１丁目～２丁目，桜町，中川町，大井戸町，老松１丁目～２丁目，西園町，栄盛川町，波打町，北湊町，深町１丁目，東小石町，響南町，大字安瀬並びに響町１丁目，宮丸川以西で，宮丸川との交会点以西の日本国有鉄道筑豊本線以南の区域並びに宮丸川並びに宮丸１丁目の１番及び２番と３番との境界線以東で，同境界線との交会点以東の一般国道 199 号線以南の区域に限る。）の区域 37. 大牟田市（大字唐船（市道深倉三池干拓線，同市道との交会点から市道下屋敷下方線との交会点に至る県道徳島唐船大牟田線，同県道との交会点から市道香ノ幸五ノ枝線との交会点に至る市道下屋敷下方線及び同市道との交会点以東の市道香ノ幸五ノ枝線以南の区域並びに下方に限る。），大字手鎌（深町並びに江向及び泉町のうち県道手鎌三池線以北の区域を除く。），大字草木（県道手鎌三池線以南の区域に限る。），大字三池（竹原及び古川に限る。），健老町，城町１丁目～２丁目，大黒１丁目～４丁目，椿黒町，明治町１丁目～３丁目，中町１丁目～２丁目，恵比須町１丁目～２丁目，天神町１丁目～２丁目，浜町，北磯町，新開町，下白川町１丁目～２丁目，中白川町１丁目～３丁目，上白川１丁目～２丁目，大字白川，大字歴木（榎町及び白岩に限る。），長溝町，鳥塚町，日出町１丁目～３丁目，柿園１丁目～４丁目，京町，東新町１丁目～４丁目，八尻町１丁目～３丁目，浅牟田町，通町１丁目～２丁目，平原町，亀甲町，八本町，瓦町，亀谷町，稲荷町，焼石町，三抗町，竜湖瀬町，大浦町（15 番地の 19 及び 46 を除く。），旭町１丁目～３丁目，栄町１丁目～２丁目，築町，泉町，東泉町，山上町，一本町，左古町，常盤町，谷町，元町，有明町，曙町，笹林町，出雲町，上野１丁目～３丁目，松浦町，西宮浦町，東宮浦町，上宮町１丁目～４丁目，宮坂町，宮山町，真道寺町，七浦町，花園町，橘口町，魚町，古町，西有明町，久保田町，大正町１丁目～６丁目，本町１丁目～６丁目，港町，住吉町，北浜田町，本浜田町，中浜田町，新浜田町，南浜田町，西浜田町，大浜町，中島町，中友町，須鼻町，磯町，西新町，新地町，松原町１丁目～２丁目，小浜町，千代町，大高町，原山町，一浦町，宝坂町１丁目～２丁目，不知火町１丁目～３丁目，正山町，浄真町，昭和町，延命寺町，白金町，山下町，天領町１丁目～３丁目，右京町，八江町，田端町，片平町，若宮町，長田町，諏訪町１丁目～３丁目，合成町，末広町，青葉町，宮原町１丁目～２丁目，黄金町１丁目～２丁目，駛馬町，馬場町，一部町，天道町，馬込町１丁目～２丁目，米生町１丁目～２丁目，馬渡町，笹原町１丁目，小川町，西港町１丁目～２丁目，新港町（６番地の１，12，13 及び 14 に限る。），三川町１丁目～４丁目，入船町，高砂町，汐屋町，姫島町，加納町１丁目～２丁目，樋口町，上屋敷町１丁目～２丁目及び船津町（日本国有鉄道鹿児島本線以西の区域に限る。）の区域

（備考）この表に掲げる区域は，23 の項，30 の２の項，31 の項及び 31 の２の項については昭和 51 年 11 月 10 日，24 の項，30 の３の項及び 30 の４の項については昭和 53 年５月１日，26 の項については昭和 47 年１月 10 日，37 の項については昭和 49 年 11 月 10 日，その他の項については昭和 50 年 11 月 10 日における行政区画その他の区域又は道路，河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

１－４. 汚染負荷量賦課金のブロック構成

区分	対象ブロック	旧指定地域名
A	大阪	大阪市、豊中市の一部、吹田市の一部、守口市、東大阪市の一部、八尾市の一部、堺市の一部、尼崎市の一部
B	東京	東京都（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、大田区、目黒区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区）、横浜市（鶴見区の一部）、川崎市（川崎区、幸区）
C	千葉	千葉市の一部
	神戸	神戸市（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区の各区の一部）
D	名古屋	名古屋市（東区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、中川区、港区、南区の各区の一部、熱田区）、東海市の一部
E	富士	富士市の一部
	四日市	四日市市の一部（旧三重郡楠町を含む）
	岡山	倉敷市の一部、玉野市の一部、備前市の一部
	福岡	北九州市（小倉北区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区の各区の一部）、大牟田市の一部

1－5. 補償給付の種類

項 目	性 格	支給内容	関係条文	
			法 律	政令等
1. 療養の給付及び療養費	指定疾病に係る医療費	診療報酬の額に算定方法は，法 22 条に基づき，健康保険の点数表とは別体系のものとして公害医療機関の診療方針等に即して環境庁告示で定められている。	3条1項1号 19 条 24 条	環境省告示
2. 障害補償費	労働能力の喪失等による遺失利益相当分に、慰謝料的要素を加味したもの	15 才以上の被認定者に支給されるもので，労働者の性別，年令階層別の平均賃金の 80%相当レベルで定められている障害補償標準給付基礎月額に相当する金額に障害の程度に応じた次の支給率を乗じて算定した額を支給する。 （支給率） 特級，1級　100％ 2級　50〃 3級　30〃 なお，特級については，介護加算がある。	3条1項2号 25 条	令 9 条 令 10 条 令 11 条 令 12 条 環境省告示
3. 遺族補償費	指定疾病に起因して死亡した場合に，脂肪被認定者の遺失利益と慰謝料相当分及び日認定者の遺族固有の慰謝料相当分を補償するもの	被認定者によって生計を維持していた一定の遺族に対して，労働者の性別，年令階層別の平均賃金の 70％相当レベルで定められている遺族補償標準給付基礎月額に相当する金額（他原因がある場合は，これを参酌した金額）を10年を限度として支給する。	3条1項3号 29 条	令 15 条 令 17 条 環境省告示
4. 遺族補償一時金	同上	遺族補償費を受けられる遺族がいない場合に一定の遺族に対して上記遺族補償標準給付基礎月額の 36 ヶ月分に相当する金額を，一括支給する。	3条1項4号 35 条	令 18 条
5. 児童補償手当	指定疾病により，児童の学業や成長に支障を生じ，またその養育に手間が掛かることにつき，慰謝料的要素も考慮して支給するもの	15 才未満の児童に対して障害の程度に応じて支給される。 なお，特級については介護加算がある。	3条1項5号 39 条	
6. 療養手当	入通院に要する交通費等の諸雑費をてん補するもの	1ヶ月の入院・通院期間に応じて支給する。	3条1項6号 40 条	令 22 条 令 23 条
7. 葬祭料	指定疾病に起因して死亡した場合	通常葬祭に要する費用を支給する。	3条1項7号 41 条	令 24 条

１－６．障害補償費における障害の程度

区　分	障　害　の　程　度	給付率
特級※	労働することができず，日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態で，指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当し，かつ，当該指定疾病につき常時介護を必要とするもの	1.0
１　級	労働することができず，日常生活に著しい制限を受けるか，又は労働してはならず，日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で，指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	1.0
２　級	労働に著しい制限を受け，日常生活に制限を受けるか，又は労働に著しい制限を加え，日常生活に制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で，指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	0.5
３　級	労働に制限を受け，日常生活にやや制限を受けるか，又は労働に制限を加え，日常生活にやや制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で，指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	0.3

※　特級には介護加算がある。